

地球温暖化対策推進法及び岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく地球温暖化対策の実施状況等報告書

令和 3 年 1 月
岐阜県

1 平成30年度温室効果ガス排出量（速報値）及び年次推移

※ 国において温室効果ガス排出量の算定にかかる統計資料の見直しがあり、現在、平成25年度以降の温室効果ガス排出量の再算定をしているところです。

平成30年度の岐阜県の温室効果ガス排出量（速報値）を含めて、令和3年度に岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会において報告を行う予定です。

2 令和2年度における県の地球温暖化対策の実施状況

2 令和2年度における県の地球温暖化対策の実施状況

県の施策（産業・業務部門）

次世代エネルギー産業創出コンソーシアム

大学などの研究機関が有するシーズと企業の技術をマッチングさせ、産学金官連携による技術の開発・製品化を促進し、次世代エネルギー産業の創出を目指すことを目的に設立
〔県内外企業・自治体の45団体で構成〕

主な活動内容

○ワーキンググループ活動支援事業

コンソーシアム会員で構成するWGが行う、次世代エネルギーに関する調査・研究等の活動に対し、コンソーシアムから補助金を交付

〈これまでの主な成果〉

○災害時の非常用給水機能を備えた純水素型電池を開発し、八百津町防災センターほか4件設置。



純水素型コージェネレーション燃料電池システム
八百津町防災センター

小水力発電所における保安管理業務の
経費削減化WG

廃プラを主燃料とする
サーマルリサイクルシステム構築研究会

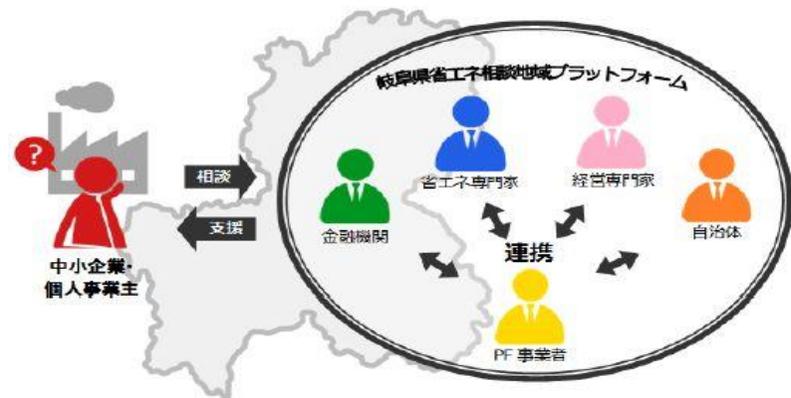
バナジウム蓄電池システム事業化研究会

R2：3件のWG活動に交付予定

県の施策（産業・業務部門）

岐阜県省エネ相談地域プラットフォーム

事業者における省エネ推進と産業競争力強化のため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターにプラットフォーム窓口を設置



上記センターが、岐阜県や(公財)岐阜県産業経済振興センター、(一財)省エネルギーセンターなどと連携して県内の中小企業の省エネを支援

【経産省補助事業】

○省エネアドバイザーを派遣

省エネルギー対策によるコストダウンや経営改善を希望する企業に、エネルギー管理士など国家資格を有する省エネルギー対策の専門家等を派遣して支援

R2支援事業者：9事業所（R2.11未現在）

○岐阜県省エネセミナーを開催

R2参加者：9名

＜支援事例＞

金属加工工場において、エネルギー消費の大きいコンプレッサーについて診断と効率化提案を実施した。

生産に支障のない範囲での吐出圧力の調整等を行い、稼働時電力について、実施前66.2kW→実施後44.9kWという結果を得た。

【光熱費 約260万円/年 削減】



県の施策（産業・業務部門） 中小企業に対する資金融資

県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行う

- ☞ 長期固定の低金利
- ☞ 信用保証料の一部を県が負担

**【令和2年度】
岐阜県中小企業
資金融資
制度のご案内**

中小企業者の
皆さまへ

令和2年4月1日より次の資金を拡充しました。

○「生産性向上対策資金」、「経営合理化資金」及び「雇用支援資金」の要件を拡充

○「事業承継支援資金」の要件を拡充（国の全国統一制度に準拠）

県制度融資は

- ・長期固定の低金利です！
- ・信用保証料の一部を県が負担します！

融資に関する相談 - お申し込みは県内の取扱金融機関で

県制度融資の対象となる方

岐阜県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合
(ただし、事業額1年未満の方、経営県内で新たに創業される方を対象とした資金もあります。)

◆**中小企業者** 「資本金」が「実時使用する従業員数」のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。ただし、次の範囲については以下のとおりです。

業種	資本金	従業員数
小 売 業 (業種別除外あり)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
製造業等 (業種別除外あり)	3億円以下	300人以下

◆**組 合** 事業協同組合、協業組合、商工組合、商工併設組合等

◆**次の方は、対象となりません**

※このパンフレット掲載の情報は、令和2年4月1日現在のものです。>

- 資金名
新エネルギー等支援資金
- 資金用途
 - ・地球環境の保全・改善を図るための施設整備のための事業資金（太陽光発電設備等の導入）
 - ・電力需給対策を図るための施設整備のための事業資金
- 融資利率
年1.3%
- 融資限度額
運転資金：4,000万円
設備資金：1億円
- 信用保証
年0.45～1.0%

R2：0件
(R2.12末時点)

県の施策（家庭部門） ぎふ清流COOL CHOICE

ぎふ清流COOL CHOICEをキャッチフレーズとした普及啓発活動の実施

→ 県が実施する省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す普及啓発活動の総称



普及啓発内容

○ぎふ清流「COOL CHOICE」広報ブースの設置

- ・ 場所：県内の商業施設10か所
- ・ 期間：8月～2月の土日
- ・ 内容：
 - ・ 「COOL CHOICE」に関するパネル展示、チラシの配布
 - ・ 「COOL CHOICE」宣言



○ぎふ清流COOL CHOICEセミナーの開催

- ・ 場所：商業施設の会議室
- ・ 日程：10月18日(日)午前と午後1回ずつ
- ・ 内容：
 - ・ 気象キャスターによる地球温暖化対策セミナー



ぎふ清流COOL CHOICE賛同者数
(R2.11末)：25,869人

県の施策（家庭部門） 次世代住宅の普及促進

県産材の利活用、太陽光発電など再生可能エネルギー設備の設置、燃料電池や地中熱利用等の高効率エネルギー利用機器の導入による省エネを推進し、岐阜県らしいゼロエネルギーハウス（ZEH）を普及促進

○人材育成事業

＜H28まで＞

県内工務店等の建築実務者向けに、ZEHに関する総合的な知識向上を図るため「次世代住宅塾」を開催



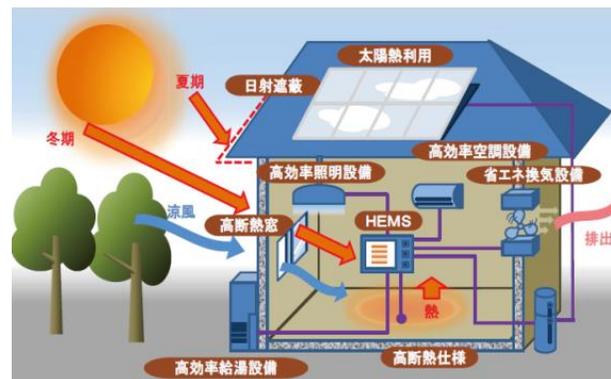
H27次世代住宅塾
(事業者向け 全6回)



H28次世代住宅塾
薪ストーブの燃焼実験の様子

＜H29～R2＞

県内住宅関連事業者向けに、将来の新築住宅への建築物エネルギー消費性能基準適合義務化に向けた基礎的な知識や技術を習得するための研修や省エネルギー住宅設計及び改修に関する専門知識や技術を習得するための研修を開催



基礎研修：3回
応用研修：5回

県の施策（家庭部門）

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金

「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」に基づく平成28年省エネルギー基準に適合する新築住宅の取得又は既存住宅の改修に係る費用の一部を補助

地域の工務店で建てるエコ住宅で
快適に暮らしませんか

ぎふ省エネ住宅 建設支援事業費補助金

岐阜県内の工務店で、平成28年省エネルギー基準※等を満たした木造住宅を新築又は改修すると**最大40万円**補助します。

※断熱、気密、日射遮蔽、設備の省エネルギー性能などの「建築物エネルギー消費性能基準」です。

募集戸数

250戸程度※

※申込申請総額が予算枠を上回る場合は、抽選となります。（先着順ではありません。）

補助金額

- 新築：定額 30万円/戸
- 既存住宅改修：対象費用の1/2（限度額30万円/戸）

下記の1又は2のいずれかに該当する場合は、10万円/戸を加算（最大 計40万円）

	加算対象となる基準	確認書類・要件
1	「長期優良住宅の普及促進に関する法律」に基づく長期優良住宅の認定を受けていること	長期優良住宅計画認定通知書の写し
2	補助対象者が県外からの移住者であること※	申請年度の前年度の4月1日から事業完了日までに県内に転入届を出した者

申請手続きの概略

●交付を受けるまでの流れ



R2：260件交付予定

補助対象者

次の全てに該当する者

- 1 自ら居住するために補助対象事業を行う者※1
- 2 補助金の交付申請年度の3月31日までに、補助対象事業が完了※2し実績報告書が提出できる者
- 3 県税の滞納がない者

補助対象事業

県内において以下の基本基準を全て満たす住宅の新築又は既存住宅を改修する事業

- 1 一戸建ての住宅（住宅の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上）
- 2 「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」（建築物省エネ法）に基づく平成28年省エネルギー基準に適合※1する住宅
- 3 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度による劣化対策等級2以上に適合※2する住宅
- 4 延べ面積300㎡未満の木造住宅（在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法、丸太組工法に限る。）
- 5 県内に本店を有し、建設業許可を取得している事業者により施工する住宅

県の施策（運輸部門） 次世代自動車（FCV）の普及推進

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
FCV普及台数	37台	53台	57台	59台
水素ステーション基数	2基	5基	5基	6基

※FCV普及台数：（一財）次世代自動車振興センター補助金交付件数より



県の施策（運輸部門） 次世代自動車（EV・PHV）の普及推進

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
EV・PHV普及台数	3,516台	4,803台	5,889台	6,664台
充電インフラ整備数（急速）	171か所	174か所	177か所	179か所

※（一財）次世代自動車振興センター補助金交付件数より

これまでの取り組み及び成果

平成27年度より、民間企業による道の駅への急速充電器整備プロジェクト「E-OASISプロジェクト」が打ち出された。



市町村及び施設管理者への普及啓発を行った結果、令和2年3月末現在、43/56箇所に整備済。



▲県公用車として導入した電気自動車



▲道の駅「平成」で充電するミナモ



▲県内の道の駅マップ(全56駅)

県の施策（運輸部門）

バス路線の維持に対する補助

乗合バス事業者が運行する広域的幹線的なバス路線の維持や、交通不便地域等の生活交通となっている市町村バスの運行に対する支援を行い、地域の公共交通の確保を図るもの

○バス運行対策費補助金

乗合バス事業者が運行する広域的・幹線的な路線の運行経費の一部を補助

補助メニュー

- ①広域性や輸送量など、機能等に応じて設定した一定基準を満たすバス路線の運行経費に対する補助
- ②一定の基準を満たすバス路線の運行に使用するために取得した車両の車両減価償却費等に対する補助

R2：7事業者に交付予定



○市町村バス交通総合化対策費補助金

市町村が主体的に運行するバス路線の運行経費の一部を補助

主な補助要件

- ・キロ程が5 km以上又は1日当たりの輸送量1人以上のもの
- ・主にまちなかを運行する路線でないもの
- ・運送収入が運行経費に達していないため、赤字であるもの など

R2：33市町村に交付予定

県の施策（部門横断）

農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

農業水利施設（農業用水等）を活用した小水力発電を整備し、土地改良施設等の維持管理費の節減や低炭素社会づくりを促進（県が実施検討及び施設整備を行い、発電事業者が維持管理を行う）

※整備状況（R2.11末時点）：17箇所稼働

事業制度

農水省助成(公共)
県営農村環境整備事業
 【売電収益の充当先】
 ①②③

(県営県単)
小水力発電施設整備事業
 【売電収益の充当先】
 ①～⑤

(県単補助)
小水力発電活用支援事業
 【売電収益の充当先】
 ①～⑦

売電収益の充当先

- ① 土地改良施設の維持管理費
- ② 発電施設の運営費
- ③ 農村振興施設の電気代
- ④ 地域振興施設（公民館等）の電気代
- ⑤ 農村振興（6次産業化等）に資する活動
- ⑥ 営農に必要な施設の電気代
- ⑦ 農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費（草刈、除雪、集落道補修等）

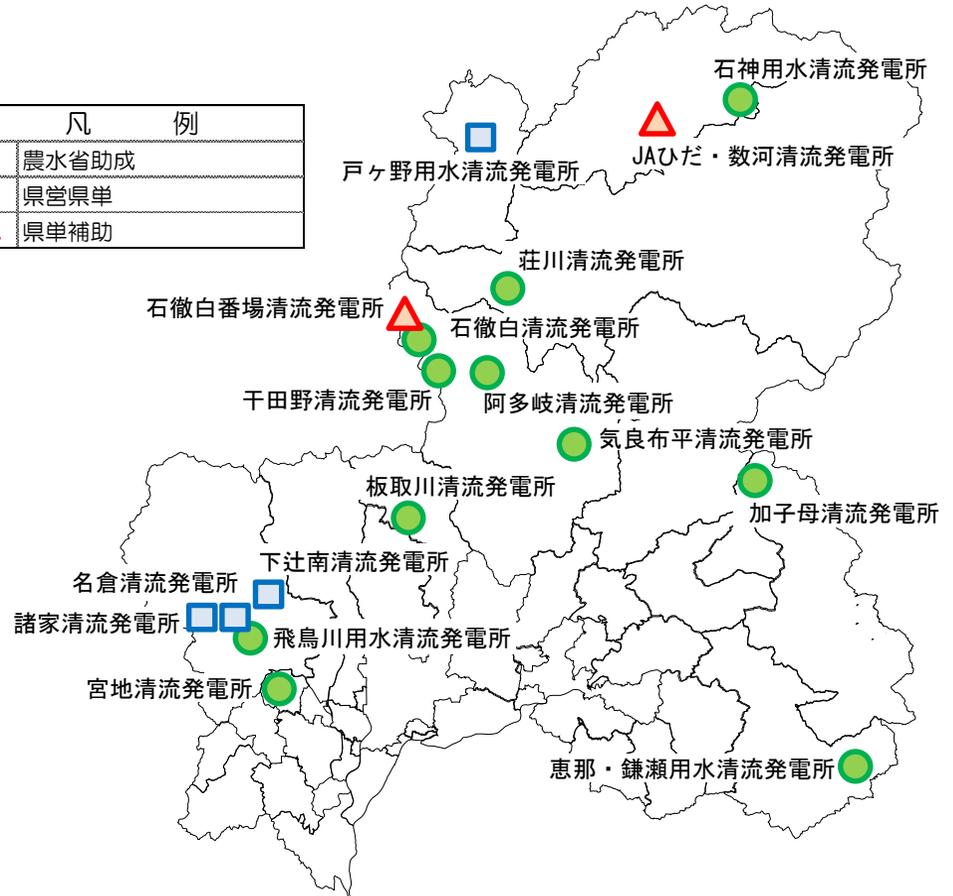


加子母清流発電所
 (中津川市加子母)

発電所

農業用水小水力発電地区 位置図

凡 例	
●	農水省助成
□	県営県単
△	県単補助



県の施策（部門横断）

地産地消型木質バイオマスエネルギーの活用

①未利用材の運搬支援

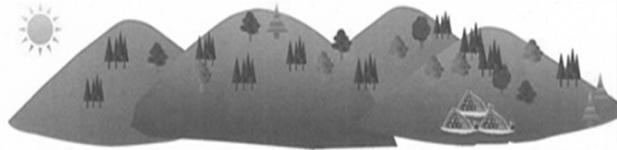
未利用端材等利用拡大推進事業

（一般財源）

未利用端材等（枝条・短材等）の運搬について助成（補助率：定額）

R2：4件交付予定

（未利用端材等の運搬）



【未利用材の利用拡大に向けた取組】

- 未利用材の搬出支援（木の駅プロジェクト）
- 搬出・集荷用の機械購入の支援
- 国のガイドライン、県の支援制度等の勉強会
- 未利用材の効率的な収集方法の研修会

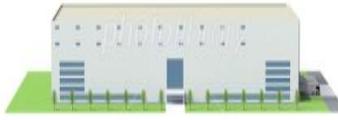
②燃料製造施設の整備支援

木質バイオマス加工流通施設等整備事業

森林・林業再生基盤づくり交付金交付金（農林水産省）

木質資源ボイラー、木質燃料製造施設等の木質バイオマス加工・流通施設等の整備に要する経費を支援（補助率1/3～1/2）

（木質ペレット・チップ製造施設）



未利用材運搬

森林資源の利活用拡大

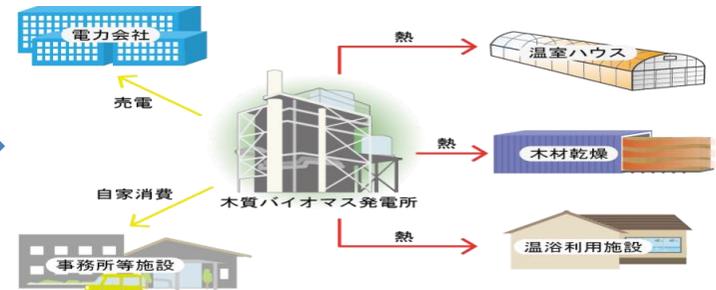
③中小規模の木質バイオマス利用施設の整備支援

木質バイオマス利用施設導入促進事業

（清流の国ぎふ森林・環境基金）

公共施設等多くの県民の利用が十分見込まれる施設への木質ペレットストーブ、薪ストーブ、木質ボイラーの導入に要する経費を支援（補助率1/2）

R2：ストーブ71台、ボイラー1施設交付予定



恵那市上矢作町【石川農園】

地域の木材を利用した木質燃料を使用し、観光農園に熱供給をする木質バイオマスボイラー稼働（R2.11）

県の施策（吸収源） 森林整備に対する支援

民有林内の植栽、除伐、間伐などの森林整備に対して支援を実施

○森林整備事業

R1：植栽156ha、間伐7,913ha実施

地球温暖化防止の観点から、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収源としての役割が重要となっています。このため、森林を育成し健全な状態に保つ以下の作業に対して、県による補助制度を設けています。



植付け

伐採跡地などに新たに森林を作るために、苗木の植付けの作業を行います。植付けを行う前には、伐採した後の枝葉やササ等の整理が必要です。



間伐

植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士がそれぞれの生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行います。

除伐

下刈りが終了した後、数年すると、植栽木以外の木が大きくなって、植栽木の生育を阻害するようになります。このような木を伐るとともに、植栽木の中で曲がったり、成長が悪い木を伐る作業を行います。



更新伐

育成複層林の造成や人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善を目的として、抜き伐りや群状伐採等の作業を行います。



（出典：林野庁WEBサイト）

県の施策（吸収源）

企業との協働による森林づくり「企業の森」

企業が県、市町村と協定を締結し森林づくりを目指す（森林整備のほか環境学習や地域交流を実施）

- 「企業の森」の設置状況
23箇所（R2.12末時点）
- 活動内容の例
 - ・社会・環境貢献活動（CSR活動）
 - ・社員研修
 - ・地域交流
 - ・社員や家族の福利厚生・環境教育

